

原産品であることの説明 ～成功例と失敗例～

税関の事後確認に備えるための
資料の重要性



はじめに

カスタム君、特恵関税を利用して輸入した場合、その後に税関の事後確認をされることがあると聞いたけど、もし事後確認があったら何を準備すればいいかよく分からなくて。。。

大丈夫！事後確認は、備えていれば全然怖くないよ。税関の事後確認ではどのようなことを聞かれて、輸入者としてどうすればいいか、具体的な事例を基に紹介するね。



RCEP協定で中国から次の物品を輸入した輸入者のXさんとYさんが、税関から事後確認を受けた場合をそれぞれ見てみよう。

产品：顔料調製品

HSコード：3204.17

品目別規則：CTSH又はRVC40

（号の変更又は原産資格割合が40パーセント以上）

輸入者Xさん・Yさん共に、輸入者自己申告を利用していた場合を想定しているよ。

(例1)輸入者Xさん(原産品であることを明らかにする資料を持っていない)の場合

あなたがRCEP税率を適用して輸入した顔料調製品について、原産品であるか否か、お送りした質問書に基づいて回答してください。



質問書一式

(質問書の様式は例示であり、事案により異なることがあります。)



また、この貨物の品目別規則である、CTSH(号の変更)又はRVC40(原産資格割合が40パーセント以上)を満たしている根拠資料も提出してください。

使われている材料はこの表のとおりです。

材料名	HSコード	原産/非原産
赤色顔料	3204.17	中国原産材料
硫酸	2807.00	非原産材料
界面活性剤	3402.39	非原産材料



輸入者X

顔料は中国原産材料なので、この顔料調製品は品目別規則のCTSHを満たします。顔料が中国で調達されていることを、輸出者を通じて生産者に確認しました。

(例1)輸入者Xさん(原産品であることを明らかにする資料を持っていない)の場合 (続き)

中国で調達されている顔料は、中国で製造されているのでしょうか。この顔料がRCEP協定に規定される完全生産品、原産材料のみから生産された产品又は品目別規則を満たす产品のいずれかであることを確認させてください。

つまり、顔料の詳細情報として材料表又は製造工程表を見て、それがRCEP協定上の中国原産品であることが間違いないことを確認したいのですが、裏付けとなる資料はありますか。



輸入者X

えっ!? これ以上の資料はありません。



顔料が中国原産材料である根拠が明確ではないので、この顔料は非原産材料と考えることとなります。そうすると、CTSHを満たしていないことになります。

輸入貨物である顔料調製品が、もう一つの品目別規則であるRVC40を満たす情報と、その根拠が明らかな資料でも構いません。



RVC40に関する情報も輸出者から得られませんでした。
これでは特恵関税が使えないということですね。

輸入者X

特恵関税を正しく使うためには、产品の原産性を確認する過程で、材料が原産材料であるか否かを裏付ける資料も必要になります。



(例2)輸入者Yさん(原産品であることを明らかにする資料を持っている)の場合

あなたがRCEP税率を適用して輸入した顔料調製品について、原産品であるか否か、お送りした質問書に基づいて回答してください。



質問書一式

(質問書の様式は例示であり、事案により異なることがあります。)



また、この貨物の品目別規則である、CTSH(号の変更)又はRVC40(原産資格割合が40パーセント以上)を満たしている根拠資料も提出してください。



使われている材料はこの表のとおりです。

材料名	HSコード	原産/非原産
青色顔料	3204.17	中国原産材料
硫酸	2807.00	非原産材料
界面活性剤	3402.39	非原産材料

輸入者Y

顔料が中国産であることは輸出者に確認しています。

顔料が中国の原産材料であることを裏付ける資料はありますか。



(例2)輸入者Yさん(原産品であることを明らかにする資料を持っている)の場合 (続き)



輸入者Y

はい、輸出者を通じて生産者から顔料の材料表をもらっています。
(顔料の材料表)

材料名	HSコード	原産/非原産
無水フタル酸	2917.35	非原産材料
尿素	3102.10	非原産材料
塩化銅	2827.41	非原産材料
塩化アルミニウム	2827.32	非原産材料
塩化ナトリウム	2501.00	非原産材料

非原産材料の全てが第3204.17号に分類される顔料の品目別規則であるCTSHを満たしています。

資料の提出ありがとうございます。顔料は品目別規則を満たしているので中国原産材料ですね。顔料調製品はRCEP協定上の中国原産品であることが確認できました。



終わりに



原産品であることを客観的に説明するためには、原産品であることを明らかにする資料が必要になるのね。

そのとおり！税関の事後確認では、原産品であると輸入者が主張する根拠資料まで提出が求められることがあるよ。だから、資料が提出できるようにしておくことが大切なんだ。

輸入者Xさんの場合に不足していたのは、RCEP協定上の原産材料であることを客観的に説明できていなかったことだね。材料を中国で調達している事実のみでは、その材料が中国で製造されているか否かまでは分からなかからさ。

輸入者Yさんの場合は、輸出者を通じて生産者から情報を入手して、RCEP協定上の原産材料であることを客観的に説明できていたから問題なかったんだ。



このように、原産品であることを明らかにする根拠資料が不十分な場合には、**特恵関税の適用が否認されることがあるから注意してね。**
また、事案の内容に応じて、過少申告加算税の対象にもなりうるよ。

今回は自己申告制度のうち輸入者自己申告を例として紹介しましたが、その他の制度(輸出者自己申告や第三者証明制度等)を利用する場合であっても、特恵関税を適用して輸入する際には、貨物が品目別規則を満たしているかを確認しましょう。

また、原産材料であることを明らかにするためには、**その根拠となる資料が必要となることにも注意してください。**

ポイント



正しく特惠関税を使うためには原産品であることを客観的に説明できるようにしておく必要があります。

原産品であることを明らかにするために、次の点にご留意ください。

- 必要な情報を輸入者自身が保有する。
または、
- 輸出者・生産者から入手できる体制を整備する。